

保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制

静岡大学 小林 道生

1. はじめに

保険契約法の立法にあたっては、まず、保険契約に関わる論点を取捨選択・整理し、どの範囲までを法律の枠組みのなかで条文化していくかということが議論の出発点として課題になる。保険契約に関わる規律ではあっても保険業法に規定がおかれていたり、論点によっては、消費者契約法、金融商品販売法、金融商品取引法など、保険取引には特化されない他の法律の適用による処理が図られたり、さらには、問題の解決が民法のほか、私法上の一般法理に委ねられる場合もある。一般論としては、今後、保険契約法をとりまくこのような法律等において適切な処理がなされるのであれば、保険契約法に規定を設ける必要性は小さくなる。また、保険契約法における条文化が規律の内容からして難しいという場合にも、他方で、保険業法をはじめとするこれらの法律等の果たす役割は大きくなる。

この度の保険契約法の立法化に向けた法制審保険法部会における作業のなかでは、保険契約の締結過程における保険者あるいは保険募集人の情報提供義務に関わる規定の新設が検討されているが、そこでは規定の新設を了解事項としてその内容を具体化するということが議論されているのではなく、保険者側の情報提供義務を保険契約法の枠組みのなかで規律していくこと自体の是非が議論されている。それは、この論点が保険業法との交錯領域にあることはもちろん、上記の立法、法理にもすべて関わりをもつことによるものである。そこで、今回の報告においては、保険契約法に関わる論点のうち何を規律すべきか、また、関係するその他の法律、法理との役割をいかに調整していくか、という課題について、保険募集における情報提供義務をとりあげてみることにしたい。この課題については、とくに、最近の保険業法のもとでの保険契約者保護に向けられた規制の進展を意識しつつ検討していくことも必要である。

報告の内容としては、法務省「保険法の見直しに関する中間試案」（以下、中間

試案と記す)に至るまでの部会等の議論をふまえ、まず、保険契約法において保険者側の情報提供義務に関する規律を設ける必要性を裏付ける事情について検討し、つぎに、規律を設けるとした場合にその内容上生じうる問題点について論じることにはしたい。さらに、今回の保険契約法の立法化の作業において最終的に情報提供義務に関する規律を設けず、現状通り今後も保険業法における規制を維持するという選択がなされた場合における、これからの保険業法のもとの規制の役割や課題について考えてみることにしたい。

2. 保険契約法において情報提供義務に関する規律を設ける必要性

(1) 必要性の検討

保険契約法の立法化に向けた法制審保険法部会の議論においては、これまでのところ(本年8月の中間試案公表段階)、この論点に関し条文案の検討という段階にまでは至っておらず、事務当局の説明を参照するかぎり、保険契約法のなかに契約締結時の情報提供に関する規律を設けることについては、どちらかといえば消極的であり、現行法の棲み分けを維持して、それは、なお、保険業法上の保険募集規制その他の規律に委ねられるべきとの考え方に依拠しているとの印象が垣間見られる(法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」(以下、補足説明と記す。24-25頁))。

このような考え方の背後には、情報提供規制には非常にきめ細かな規律の設定が必要であるところ、すでに、わが国では保険業法のもとで詳細な情報提供規制に関する規定が整備され、それにより実際の保険取引をとりまく状況の変化にも機敏に対応できるとの理解があるのであろう。

さらに、保険業法のもとの情報提供規制の整備のほかに、関連する消費者契約法、金融商品販売法、金融商品取引法など、近年の相次ぐ立法によってこの問題に関する保険契約者保護が進展したこと、私法上の一般法理としても、判例、学説上、保険募集の際の情報提供義務が定着してきたことがあげられる。

ただ、保険業法に情報提供規制がおかれているにしても、それらは業法として

の規制（国による保険業に対する監督を通じて保険契約者等の保護を図る）であり、私法ルール（規制違反の場合の民事法的効果の付与）ではない。また、保険業法における情報提供規制には、保険契約者等、顧客に対する行為義務（行為規制）としてはではなく、保険会社内部の運営管理体制の構築・整備義務というかたちで規定がおかれているものもある。したがって、現行の保険業法の規制を維持しつつ、それに加えて、保険契約法に私法規定としての情報提供に関する規律を盛り込むことではないか、ということも考えられる。現にこのような併存した関係は、金融商品取引法における販売・勧誘規制と金融商品販売法における金融商品販売業者等の説明義務違反等にもとづく損害賠償責任との間にみることが出来る。さらに、中間試案では、保険契約に関する総則的な規律として、保険者、保険契約者その他の関係当事者は、保険契約の締結から終了に至るまで、信義に従って誠実に行動し、必要に応じて互いに協力するよう努める旨、規定することにつき検討することとされている（1頁）が、この規律の契約締結の場面における具体化のひとつとして、情報提供に関する規律がおくことが考えられる。

一方で、保険契約法に情報提供に関する規律を設けることについては、金融商品販売法、あるいは、消費者契約法（これらは保険契約にも適用がある）における情報提供に関わる規律が、保険契約の締結過程においても十分に機能するのであれば、たしかに、その必要性は否定されることになる。

もっとも、金融商品販売法が説明義務の対象事項としているのは、主として、市場リスクによって元本欠損（あるいは、当初元本を上回る損失）が生じるおそれ、それに関わる取引の仕組みのうちの重要部分であり（3条1項1号、2号）、また、説明義務違反の効果としての損害賠償責任規定に関連して、元本欠損額を顧客に生じた損害の額と推定しており（6条1項）、金融商品販売法のもとで顧客が保護されるのは、保険の場合、実質的には、投資的要素をも併せもった商品のみにかぎられることになる。

さらに、消費者契約法においては、そもそも情報提供義務は努力義務とされている（3条1項）うえに、民事法的効果の付与という観点については、事業者に

よる重要事実についての不実の告知、断定的判断の提供、不利益事実の故意の不告知がある場合に契約を取り消すことができる（4条1項、2項）としており、契約を解消して原状回復を求める局面では救済策として機能する。つまり、保険にあっては、保険契約者が既払い保険料の返還を請求する場合に意味をもつことになる。

その一方、金融商品販売法、あるいは、消費者契約法における規律では対応できずに、現状では私法上の一般法理を通じた解決が図られているのは、説明義務の説明対象が保険金等の支払事由や免責条項、あるいは付加しうる特約の存在など、保険の保障（補償）内容に関わる場合である。とくに、今後、保険給付の内容が金銭の支払いのみならず、現物給付、労務や役務の提供にまで広がる（中間試案2、17、27頁）と、保険契約者の意向に合致した保険契約が締結されるためには、保障（補償）内容に関わる説明義務の重要性が益々高まることになる。

この場合、保障（補償）内容に関わる当該事故が現実的に発生すると、訴訟においては、保険者側の説明義務違反によって、本来締結されるべきであった契約のもとで得られたはずの保険金等が得られなかったとして、その相当額を保険者は賠償すべきであるとの主張が保険契約者側よりなされることになる（ただ、その際、現行の不法行為法の制度のもとでは、説明義務違反と本来締結されるべきであった契約のもとで得られたはずの保険金等の相当額との間に因果関係があることを契約者側が立証しなくてはならないが、困難が伴うことが多い）。そこで、現行法のもとでの情報提供に関わる規律の及ばない空白部分について、新たに立法上の手当てを施す必要はあるのではないのかということが考えられる。

（2）規律の内容を考えるうえでの問題点

もっとも、以上のような場合を念頭におき、保険契約法に情報提供義務に関する規律を設けて、その違反の効果として損害賠償責任を規定するという場合には、その内容を具体的に考えるにあたって明らかにすべきいくつかの問題点が生じる。以下、順次、列挙する。

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：小林 道生

①情報提供の対象となる事項をどのように明らかにするのか。

これについては、情報提供義務に関する規律を設ける目的が一定の情報の提供により保険契約者にとってその意向に合致する内容の保険契約の締結を可能にすることにあるから、抽象的には保険の保障（補償）内容を対象に保険契約者が保険契約の締結の判断をなすにあたって影響を与える事項とすることが考えられる。また、そこからはさらに、対象事項をどれだけ具体的に明確化したらよいのかという問題がでてくる。たとえば、保険契約の契約条項に限られるのか、保険金に対する税制上の取扱い、民間の疾病保険に対する公的医療保険の存在など、保険契約に関連する事項も含むのかという対象範囲の問題がある。

②情報提供の相手方である保険契約者の属性などについてどのように考えるか。

構造的情報格差を是正するという観点から保険契約者が「消費者」（消費者契約法2条1項）である場合にかぎってよいか（そのほか、金融商品販売法3条7項1号も参照）。

また、同じ内容での契約の更新、即時の契約締結の必要などをふまえ、保険契約者から説明を要しない旨の意思表示があった場合の手当て（金融商品販売法3条7項2号参照）を設けるか、という問題もある。

③情報提供義務の内容をどのようなレベルで定めるか。

これは、当該保険契約における平均的顧客層を基準とする保険契約者への契約内容の説明義務とするのか、また、誤解を訂正する義務をも含めるのか、あるいは、広義の適合性原則の考え方（保険契約者の職業、知識、財産状況、経験等の属性、契約締結の目的、理解度に応じた説明義務。この義務については金融商品販売法3条2項参照）を採用するのか、さらには、助言義務まで認めるのか、という水準設定の問題である。この問題については、たとえば、情報提供義務に関する判例の蓄積があり、そこから義務の内容について判断準則を導くことができる場合は、それを立法化にあたり反映することもできよう。しかし、わが国においては、保険の保障（補償）内容を対象にした判例の蓄積は必ずしも十分とはいえず、情報提供義務の内容に関わる判断の傾向も固まっていらないように思われ

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：小林 道生

る。

また、保険業法における情報提供義務（その内容は、300条1項1号、100条の2それぞれの系統のもとで施行規則、監督指針を通じて具体化されることになる）はもっぱら公的規制として位置づけられているわけではなく、私益保護（保険契約者保護）をも目的としているが、このような性質をもつ保険業法との比較を意識した場合、それと遜色のないだけの義務内容を設計できるかが問われることになる。

④情報提供義務の主体は誰にするのか。

これについては保険者、保険募集人のほかに、保険仲立人も義務の主体とするのかということであり、また、これに関連して保険仲立人に関する保険業法上の規定（たとえば、保険仲立人の誠実義務（保険業法 299 条））の位置づけも問題になる。

なお、保険業法における「保険募集人」の保険契約法における規定の仕方として中間試案では「保険者の使用人等」と表現されている（中間試案3頁、補足説明12頁）。

⑤情報提供義務違反と本来締結されるべきであった契約のもとで得られたはずの保険金等の相当額との間に因果関係の推定規定を設けること（立証責任の転換）とするか。

たんに義務違反の場合に損害賠償責任を規定するだけでは、すでに定着している民事法理を追認する以上の意義をもたない、との評価が可能である。そこで、さらに踏み込んで、このような「履行利益型損害賠償」の請求が問題とされる場合には、上述した因果関係の立証の困難性にかんがみて、条文上、義務違反と損害額との間における因果関係につき推定規定を設けるということが考えられる。なお、このような因果関係の推定規定は金融商品販売法にも規定がおかれている（6条1項）。

⑥誰が損害賠償責任を負うことになるのか。

保険募集人に説明義務違反があった場合には、当該保険募集人が損害賠償責任

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：小林 道生

を負うことになることのほかに、その所属保険会社も原則的に使用者責任の構成（民法715条、保険業法283条）のもとで損害賠償責任を負うとするか、一定の場合には、所属保険会社としては使用者責任を負わないことを認めてもよいか、が問題になろう。

また、これに関連して、保険契約法に情報提供に関する規律を設ける場合、さらに、所属保険会社の使用者責任を含めて規定すべきなのか（つまり、保険契約法に保険業法283条を移設する）、あるいは、所属保険会社の使用者責任の発生が問題になるのは、保険募集人に説明義務違反があった場合にかぎられないことから、所属保険会社の使用者責任に関しては規定せずに、現状どおり保険業法283条を維持するか、明らかにする必要が生じる。

（3）関連するその他の問題点

そのほか、関連ないし派生して考えるべき問題点として、以下のようなものがある。

①事後的な情報提供の必要性はないか。

これまでみてきた情報提供に関する規律の趣旨は、保険契約者が自らの意向に合致した契約締結をなしうる基盤を整備することにあつた。この場合、募集時といっても時間的に幅があるが、保険契約締結の判断に影響を与える事項を対象にしているから、情報が提供されるべき時期というのは、契約の締結を具体的に検討している段階でなくてはならない（契約申込の意思を固め申込の意思表示をしてしまった時点以降では遅いことになる）。

情報の性質によっては、まだこの時点では提供すべき必要性がないものもあり、保険契約法に情報提供に関する規律を設けるにあたって、契約締結を検討している段階では、そこで必要とされる情報に絞って情報提供することが規制のあり方として実効的であるとの政策判断がとられる場合には、その時点における約款の交付に必ずしも情報提供手段としての有意性を見出しえない。しかしながら、一方で、保険契約の基礎ともいべき約款の交付は、「契約内容の詳細を厳密に認

識・検証しうる機会の保障」という観点からはその意義が否定されるものでは決してなく、いずれかの適切な時点での交付の必要はあると考えられる。

なお、現行商法では保険契約者の請求による保険者の保険証券の交付義務を規定しており（649条、683条1項）、これも一応、事後的な情報提供規制という機能を果たしている。保険証券（一般的には、証拠証券として、契約の成立の有無、契約内容等に関して関係者間に争いのある場合に事実を証明する資料となるものと説明されている）の機能を情報提供の観点からみると、まず、契約の成立段階で、契約者側にどのような内容で契約が成立したかを確認させることができる。また、契約成立後も随時、どのような内容の契約が存続しているのかを確認することは、保険契約者側の保険金等の請求漏れが社会的に問題とされているところ、どのような場合に保険金の請求が可能であるか、また、事後的に生じうる契約者側の保険に対するニーズの変化に即した契約内容の修正の判断にも資するはずである。

しかし、保険契約成立後に保険契約者の求めに応じて保険証券を交付しさえすれば、事後的な情報提供規制のあり方として十分といえるかということ、そうではなく、さらに保険約款も交付されるべきことは必要になろう。約款の交付はすでに現行の実務では先取りされていることではあるが、そこに何らかの法律上の裏づけを与えることは検討されるべきであり、その際、保険契約法のもとで保険証券との一体的交付を規定することもひとつの考え方である。今回の中間試案では、保険証券の交付時期について、現行商法における、保険契約者の求めに応じた保険証券交付義務を改めて、保険者は保険契約の成立後遅滞なく、保険契約者に対し保険証券を交付しなければならないとしている（5頁）ことから、保険約款を保険証券と合わせて交付する場合には、交付時期は保険契約の成立後遅滞なく、ということになる。

また、保険約款の交付義務を保険契約法上規定する場合には、約款が交付されなかった場合の効果をどう考えたらよいのかという問題も生じることになる。

②既存の民事法理との関係はどのようなものになるか。

保険契約法上、情報提供義務違反にもとづく損害賠償責任規定を設けた場合、既存の情報提供義務に関する民事法理(不法行為責任)とどのような関係に立ち、それに対してどのような影響を及ぼすのか、ということをはっきりさせる必要がある。

③ 保険業法におけるその他の私益保護を目的とする規定との関係

保険契約法において情報提供に関する規律を設けることになれば、これまで保険業法が担ってきた情報提供規制のもとでの私益保護の機能が移ることになると考えられる。ただ、保険業法にはそのほかにも、保険募集人の顧客に対する権限明示義務(294条)、所属保険会社等の損害賠償責任(283条)、クーリング・オフ(309条)など、私益保護を目的とした規定や私法規定があるが、情報提供規制のみ機能移転することができるのかが問題になる。

3. 保険契約法において情報提供義務に関する規律を設けることの是非

上記2(2)に列挙した、規律の内容を考えるうえでの問題点などをふまえて、つぎに保険契約法において情報提供義務に関する規律を設けることの是非について検討することにしたい。

(1) 保険契約法における情報提供義務の水準設定

ア) 保険業法における情報提供規制の水準

今後、新たに保険契約法に情報提供義務に関する規律を設けることになれば、これまでの保険業法のもとで情報提供規制が担ってきた機能(とくに、今日、保険業法における情報提供規制は私益保護をも目的としており、情報提供規制違反の民事法上の効果という観点においても、判例上、不法行為責任の成否にあたって重要な判断要素になると理解されていること)が変容する状況が考えられる。すなわち、私益保護はもっぱら保険契約法における情報提供義務のもとでの規律の機能とされることとなり、一方、保険業法のもとでの情報提供規制は、規制違反の場合の行政処分や刑事罰といった制裁を伴う国家による保険会社に対する監督の根拠や基準に純化されていくという方向性が想起される。

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：小林 道生

したがって、保険契約法上規律される情報提供義務の内容をどのように設計したらよいのかを考えるにあたっては、現在の保険業法における保険契約者保護の水準を維持していくために、保険業法上の情報提供規制の内容を保険契約法の規律に反映させることがありうべき選択肢として考えられる。

そこで、保険業法における情報提供規制についてみると、保険業法 300 条 1 項 1 号と保険業法 100 条の 2 のそれぞれの系統のもと、最近では、とくに監督指針（「保険会社向けの総合的な監督指針」）において保険契約者保護の進展がみられており、情報提供規制の内容を整理する際にはそこまでふまえることが不可欠となっている。

まず、保険業法 300 条 1 項 1 号では、保険募集にあたって、不実告知の禁止とならんで、「保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為」が禁じられており、そこから、取引の局面において、保険募集人等に保険契約者等に対して保険契約の契約条項のうち重要な事項を説明すべき作為義務が課されているものと理解されている。さらに、監督指針（Ⅱ-3-3-2（2）②、Ⅱ-3-3-6（2）②、なお、Ⅱ-3-5-1-2（16）も参照）によれば、重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するのに必要な情報（「契約概要」）と顧客に対して注意喚起すべき情報（「注意喚起情報」）について分類のうえ説明する必要があるとされ、「重要な事項」のなかに「契約概要」と「注意喚起情報」のふたつのカテゴリーを設けてそれぞれ該当する事由を列挙する。

従来の学説および判例における理解では、この「重要な事項」とは、保険契約者が保険契約の締結の際に合理的な判断をなすのに必要とする事項をいうとされており、これは換言すれば、保険契約者が自らのニーズに即した契約を締結するうえで認識しておくことを必要とする事項ということになる。具体的には、「契約概要」に属する諸事項（監督指針では、商品の仕組み、保障（補償）の基本的な内容、付加できる主な特約とその概要、引受条件（保険金額等）などがあげられている）がこれに該当するものと考えられてきた。これに対して「注意喚起情

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：小林 道生

報」に専属する事項の多くについては、保険契約者が保険契約の締結の際に合理的な判断をなすのに必要とする事項とは直結せず、従来の理解を基準としてみれば、「重要な事項」を拡張して、あらたに「注意喚起情報」に該当する事項をそこに盛り込んだということになる。ただし、同じく「重要な事項」に属するといっても、「契約概要」と「注意喚起情報」との間で情報提供をなすべき時期に差違を設ける取扱いが許容される（契約締結を検討している段階において提供されなければならないのは前者とし、後者は契約申込時まで提供する。監督指針Ⅱ-3-5-1-2（16）④）ことにかんがみれば、従来の理解と実質的に異なるところはないともいえよう。いずれにしても監督指針の趣旨は、「重要な事項」のなかに「契約概要」と「注意喚起情報」のふたつのカテゴリーを設けることで、提供されるべき情報対象およびその時期の明確化を通じて情報提供の実質化を図るものである。

つぎに、保険業法100条の2の系統のもとでは、平成19年4月から監督指針（Ⅱ-3-5-1-2（17））において「意向確認書面」（ここでは「契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客のニーズに関して情報を収集し、保険商品が顧客のニーズに合致することを確認する書面」と定義されている）が新たに導入されることとなった。この意向確認書面の作成・交付は、保険業法施行規則53条の7にもとづく手続きであり、同条に規定する措置に関する体制整備義務の一環としての位置づけとなっている。

この意向確認書面の作成・交付について定める監督指針から取引の局面での行為規制を考えてみた場合、保険募集人が顧客のもつ商品に対する意向（ニーズ）に関する情報を収集したうえで、当該商品と顧客の意向が合致していることを確認し、顧客に対しても契約締結前にその確認の機会を付与しなければならないこととするものであり、さらに、その過程で、顧客が保険契約の内容について理解していない、または、誤解していることが明らかである場合には、より分かりやすく説明するとか、誤解を解消しなくてはならないことを含んでいる（監督指針

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：小林 道生

を基礎にして行為規制を考えてみた場合、その文言に忠実であろうと努力義務的な要素がでてくるが、情報収集、誤解の解消が特に困難でない場合には、それぞれにつき作為義務が課されていると解することもできるのではないか)。このような行為規制は、部分的に重なるところはあるにしても保険業法施行規則 53 条の 7 に規定される広義の適合性原則を単純化したものではなく、顧客の契約目的とか意向と商品の適合性を担保するために、募集人に確認義務および顧客に対する確認機会の付与を義務づけたものとなっている。

この意向確認書面の作成・交付から導かれる行為規制と保険業法 300 条 1 項 1 号の重要事項説明義務との関係はどのように整理することができるであろうか。これについては、意向確認書面の制度趣旨が、あくまでも顧客がその意向に合った保険商品を選択しているかを自ら確認するための実質的な機会を保障することにあるというのであれば、重要事項の説明さえなされれば商品選択にかかる判断についての責任は顧客が負うという、従来の自己責任に関する基本的な枠組みに変化は生じていないだろう。しかし、上でみたとおり、保険募集人にも確認義務があるという以上は、さらに保険募集人の方でも商品選択の判断が適切であることを請け合う必要があり、重要事項の説明だけでは足りず、時には顧客の商品選択にかかる判断に介入し一定の後見的役割を果たさなくてはならず、このことは保障性商品を対象とした契約について、これまでの自己責任に関する考え方を修正するものである。

イ) 情報提供義務の水準設定の選択肢

このような保険業法における情報提供規制の内容を保険契約法の規律に反映させることは、保険業法における保険契約者保護の水準を保険契約法においても維持していくためであるとしても、保障性商品を実質的な対象としてかなり先進的な内容を伴う規律を保険契約法に設けることとなり、果たして、消費者契約法等、他の情報提供義務を定める法律との権衡からみて実現可能なのか、という問題は生じよう。

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：小林 道生

そのほか、より現実的な水準、すなわち、行為規制としての情報提供規制を参考にして保険業法300条1項1号と同等の水準のもとで保険契約法に情報提供に関する規律を設けるという選択肢も考えられる。

しかし、以上のように、保険業法の規制内容を保険契約法の規律に反映することに対しては、そもそも保険業法における情報提供規制違反の民事法上の効果に関し、多くの判例の理解では、たしかに、それが不法行為責任の成否の判断要素として考慮されることはあるが、不法行為責任の成立に直ちに結びつくわけではないこと、さらに、情報提供規制違反が不法行為責任成否の判断要素になるということについても、当該規制が保険会社組織内部の体制整備義務としての性質をもつ場合には、その判断要素としての位置づけに差異が生じる（つまり、必ずしも重視されるわけではない）とする理解も考えられる。

そこで、これも現実的な水準といえるが、民事法である消費者契約法4条1項、2項を参考にして保険契約法に情報提供に関する規律を設けることが考えられる。

ただ、この場合、ややもすればその規律の水準に影響されてしまい、別途、一般法理のもとで不法行為責任が追及され、その成否が判断される際、個別具体的な事案において生じうる助言義務等、より高度の行為義務の存在が否定されかねないという懸念が生じる。とくに実務上、意向確認書面が定着し、さらに比較情報提供の環境整備が進むなかで、保険募集人が顧客との関係において保険商品の専門家として積極的に関与することになれば、その知見や経験に対する顧客の信頼が形成され、また、保険募集人としても、顧客による商品選択の評価および判断が自らの助言に依存していると認識することが多くなろう。このような状況のもとで、私法上、顧客のニーズにより適合した保険商品の推奨等、助言義務の存在が認められやすくなる傾向が将来的に出てくることも考えられる。したがって、消費者契約法を参考にした水準の行為義務を設定して情報提供に関する規律を設けるとした場合、上記の懸念を払拭するには、それが既存の法理にもとづく民事責任（不法行為責任）の成否に影響を及ぼすものでないことを立法上明らかにしておく必要がある。

また、消費者契約法を参考にする場合、今後、消費者契約法の改正によりその行為義務の水準が引き上げられたときに、それに連動して保険契約法も機動的に改正ができるのか、これはより一般的にいえることであるが、いったん説明義務の水準なり内容を法律上規定してしまうと（政省令による場合は別だが）、消費者保護もしくは保険契約者保護に関わる法理、法政策の進展状況に関わらず、固定化され時代遅れとなる懸念もある。

ウ) 因果関係推定の適否

情報提供義務違反による損害賠償責任を法律上規定するにあたっては、義務違反と損害額との間の因果関係の立証の困難性にかんがみ、因果関係の推定規定を設けることによって、とりわけ現実的な水準の行為義務のもとでの立法上の意義を見出すことが考えられる。

この因果関係の推定規定を設けることについては、まず、仮定的な因果関係のもとで事後的に想定される保険給付は何通りも存在することもあるから、義務違反との間に因果関係が推定される損害が特定可能なのかという問題が生じることになる。さらに、今後、意向確認書面が制度本来の趣旨に沿うように実務上運用されていけば、その作成にあたっては、顧客の保険商品に対するニーズに関する情報のほか、特記事項として、当該保険商品では顧客のニーズを完全には満たさないことがあるときにはその旨も記載することが求められており（監督指針Ⅱ-3-5-1-2（17）②）、情報提供義務違反が問われるケースでも、事後的に契約締結時に保険契約者がどのような契約内容を望んでいたか検証することが可能となるため（この書面は、保険契約者および保険者双方のもとで契約締結後も保存されることが予定されている）、保険契約者側にとっての因果関係の立証の困難さ、という因果関係推定規定を設ける前提状況が今後も続いていくと当然視はできない。また、仮に因果関係推定規定を設けたとしても、意向確認書面を通じた保険者の立証によってその推定が容易にくつがえされることも予想されるから、保険契約者保護にとってどれだけの意義を認めうるか疑問も出てくる。

以上のように、因果関係推定規定を設けることについて消極的に考えるとする、現実的な行為義務の水準のもとで、義務違反があった場合には損害賠償責任が生じることを規定する選択肢についても、たしかに、現実的水準ではあれ一定の行為義務の存在が一律に認められることについて肯定的評価はありうるにせよ、従来の民事法理による場合に比してどれだけの意義をもつかが問われることになる。

（２）保険業法におけるその他の諸規定との関連

さらに、保険契約法に情報提供に関する規律を設けることについては、保険業法におけるその他の私益保護を目的とする諸規定（保険募集人の顧客に対する権限明示義務（294条）、所属保険会社等の損害賠償責任（283条）、クーリング・オフ（309条）など）との関係につき、保険募集制度におけるこれら相互の関連性を考慮すると、やはり、情報提供規制のみ機能移転することの妥当性は問われることになる。

とくに、クーリング・オフについては、さらに保険業法施行令、施行規則上も詳細に規定されているため、保険契約法への規定の移転を考える場合（この場合の移転は情報提供義務の場合のように、保険業法および保険契約法のそれぞれに規定が並存し私益保護の機能が移るというのではなく、もともとクーリング・オフが私法規定としての性質をもつため、保険業法から保険契約法へと規定が移転することとなる）にも、規律内容の透明性を維持するには、保険契約法上も政省令によって対応する必要があるだろうが、今回の保険契約法の立法において政省令による法律規定の具体化が予定されていなければ、クーリング・オフ規定の保険契約法への移転は難しく、それによって、情報提供規制の私益保護機能の移転にも否定的な影響が及ぶことになる。

4. これからの保険業法における情報提供規制の役割と課題

保険契約法に情報提供に関する規律を設けるという選択肢をとらなかった場合

には、保険業法における情報提供規制の担う役割として、その他の保険業法上の関連規定とともに、私益保護の機能が重要な意味をもつことになる。

今後、保険業法における情報提供規制が私益保護の機能を果たしていくうえで、どのような課題があるのか考察し本稿の結びとしたい。

（１）体制整備義務としての情報提供規制の位置づけ

平成7年改正保険業法以降にみられる情報提供規制の進展の状況をふまえると、そこでは、保険契約者の利益保護の目的のもと、保険取引の現代化（保険商品の多様化・複雑化および銀行の窓口販売等、保険募集の担い手の多様化）をふまえた政策的判断が機動的に反映・実施される仕組みとなっている。とくに、最近、進展の著しい保険業法100条の2のもとでの情報提供規制は、保険業法300条1項1号とは異なり直接、顧客に対する行為義務（行為規制）を定めたものではなく、保険会社内部の運営管理体制の構築・整備を義務づけている。

保険会社に顧客に対する関係において運営管理体制の構築・整備義務が規定されている以上、本来、それに対応する行為規制が存在するはずであると理解した場合には、両者の関係につき、保険業法100条の2に対する行為規制が保険業法300条1項1号にあたりと考えることができれば説明としても簡明である。たしかに、条文上、保険業法施行規則53条1項10号については保険業法300条1項1号との対応関係を説明できそうである。しかし、保険業法施行規則53条の7にみるように運営管理体制を広義の適合性原則にも配慮して構築・整備すべきであるとした場合には、本来、それに対応する適合性原則を定める行為規制が保険業法上、存在していなくてはならないことになる。

同様のことは、保険業法300条の2が同条で定義する特定保険契約について準用する金融商品取引法40条1号についてもあてはまる。そこでは適合性原則を定めているが、これも性格としては、保険会社に運営管理体制の構築・整備義務を義務づけるものであると考えられ、対応する適合性原則を定める行為規制が存在しなくてはならない。

しかし、保険業法上、100条の2に規定される情報提供規制など、組織の体制

整備義務に対応する行為規制が部分的にしか存在しない現状では、そのような体制整備義務から間接的に導かれる行為規制が存在していると解釈するほかない。今後は、主要な体制整備義務に対応した情報提供規制として、説明義務のほか、意向確認書面に関するルール、広義の適合性原則などの行為規制が明文上存在することになるよう、立法論的見地に立って改善していく必要があるように思われる（なお、金融商品販売法では、もともと、金融商品販売業者等の運営管理体制の構築・整備義務のひとつとして勧誘方針の策定・公表において適合性原則を採用することとされていた（9条2項1号）が、平成18年改正で、顧客に対する行為義務として広義の適合性原則を新たに規定するに至っている。3条2項）。

（2）保険業法上の情報提供規制違反と不法行為責任

保険募集にあたって、民事法上、保険契約者の自己責任を問う前提を確保するために、保険会社側から保険契約者に対して保険契約締結の判断に必要な情報が提供されなくてはならず、このような義務に違反したことにより保険契約者側に損害が発生すれば不法行為責任が成立することは、今日、判例、学説上、一般に認められていると考えられる。その際、義務違反の有無を判断するには、さらに個々の事案の状況にてらして、どのような義務が存在していたかが問われることになる。具体的には、契約締結の判断に必要とされる情報を提供すべき義務のほか、広義の適合性原則に即した説明義務、契約者の誤解解消義務などが想定される。また、意向確認書面の導入以降、保険募集人が顧客の契約締結の判断に専門家として積極的に関与することが多くなれば、その知見や経験に対する信頼が形成され、具体的事案のもとで助言義務が認められることも考えられる。

一方、保険業法上の情報提供規制においても、様々の態様の行為義務が規定されているが、これらに違反があった場合、刑事罰あるいは行政処分という制裁は予定されているものの民事法上の効果については明らかにされていない。この、保険業法上の規制違反が民事法上どのように評価されるのかという問題、すなわち、不法行為責任の成否の判断に与える影響については、他の経済法令と同様、

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：小林 道生

これまで議論の対象とされてきた。

ただ、この点、判例においては、依然として、保険業法をも含めたこれらの経済法令は公法的規制であることから、その違反を不法行為責任の成否にあたって判断要素とはするものの、責任の成立に直結させないとするものが一般的である。

しかし、この判例の立場に代表されるように、保険業法に提示される行為規範の遵守の有無が不法行為責任の成否の判断要素として勘案されるにすぎないとする場合、その判断過程が不透明であることは認めざるを得ない。保険契約法上情報提供に関する規律を設けるべきとする見解の基点も、民事法的効果の付与に関する規律の透明化を要請するところにある。したがって、そのような主張に応えるためには、まず、どのような状況があれば上記のように類型化された義務が私法上存在することになり、また、それぞれの義務のもとで履行しておかねばならない内容とは何かを明らかにしたうえで、既存の保険業法上の情報提供規制との対応関係が考慮されるべきである。このとき両者が一致していれば、業法上の行為規範は、私法上の行為義務の存在を前提にそれを具体化、明確化する役割を果たしており、私法上の行為義務違反の判断基準としても機能する。他方、両者が一致していないときには、保険業法上の情報提供規制に違反があっても当然には不法行為責任は発生しないこととなる。この場合、保険業法上の情報提供規制違反が不法行為責任成否の判断要素として勘案されているにもかかわらず、結論としては不法行為が成立しないとされているわけであるから、業法上の行為規範のほかにもどのような判断要素が存在すれば不法行為責任は成立するのか、不法行為責任の成否にとって意味をもつ他の判断要素を状況に応じて特定していくことがこれからの課題として必要となろう。

以上